

認 定 書

国住指第2368-1号

平成 17年 2月 8日

日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 松原 範幸 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項本文の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
TACP-0161
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
Hyper-NAKS工法(先端地盤:礫質地盤)
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第2368-2号

平成 17年 2月 8日

日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 松原 範幸 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の建築基準法施行規則第1条の3第1項本文の国土交通大臣の認定を受けた構造の建築物又はその部分について、同項本文の規定に基づき、下記の通り確認申請書に添える図書から除かれる図書を指定する。

記

1. 認定番号

TACP-0161

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

Hyper-NAKS工法(先端地盤:礫質地盤)

3. 確認申請書に添える図書から除かれるものとして指定する図書

建築基準法施行規則第1条の3第1項表二の(一)項及び(二)項の構造計算の計算書のうち、平成13年国土交通省告示第1113号第6第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法

(注意)この指定書は、大切に保存しておいてください。